

消防団とは

消防団って何でしょうか？ なんだか良くわかりませんね。では消防って何でしょうか？

「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする（消防組織法第1条）。」

なんだか難しいですけど、ようするに災害からみんなを守ってくれるもののようです。では、その消防はだれがつくって、まいにち活動してくれるのでしょうか？

消防機関の設置、管理運営は市町村の責任とされ、消防庁、都道府県は必要な助言、指導、支援等を行います。（消防組織法第6条）

消防は地方自治体でも市町村の仕事だったんですね。だんだんわかってきました。実際に消防の活動をおこなうために消防署とか消防団は市町村によって設けられるのですね。

消防は、市町村長が管理します。市町村は消防事務を処理するための機関として、消防本部、消防署及び消防団のうち全部又は一部を設けなければなりません（消防組織法第9条）。

ということは消防団しかない市町村とか、消防本部、消防署しかない市町村とか、両方ある市町村とかがあるわけです。ほとんどの市町村には消防署も消防団も両方ありますが、ときどき消防団しかない町村があります。この近くでは家島町がそうですね。（でももうすぐ姫路市と合併します。）神戸市には両方が設けられています。

では、消防本部・消防署と消防団はどう違うのでしょうか？

消防本部・消防署（常備消防といいます）というのは常勤の消防士さん（消防吏員といいます）によって、成り立っています。消防署には24時間、消防士さんたちがいて、いつでも防災活動に携われるよう備えています。

消防団というのは普段はほかの仕事をもっている人たちが、一旦災害があると消防団員として防災活動に携わるものです。

当然、消防署の方が装備・訓練など高い能力を持っているのですが、消防団は地域で生活しているのですから、きめ細かな地域情報を持っています。また、大規模災害のときなど大量動員に対応できます。このように両方の長所をあわせて、災害から市民を守っているのです。

消防団は公設の消防機関

消防団員は非常勤の特別職地方公務員